

第5章

計画を 実現するために

1 区と区民・専門家・事業者・NPO等の役割

(1) 区の役割

区は、住宅セーフティネットの確保を図るとともに、快適で魅力ある住生活を実現するため、住宅や住環境のあるべき姿を提示し、区民・専門家・事業者・NPO等との連携による総合的な住宅施策を推進する責務があります。

そのため、住宅施策に関する情報を適切に発信するとともに、区民・専門家・事業者・NPO等との連携体制づくりに努めます。また、住宅施策が福祉、まちづくり、環境など他の施策とも関連することを認識し、施策を実施します。

区民の動向や要望を的確に把握し、住宅政策の効果的かつ効率的な展開を目指していきます。

(2) 区民の役割

行政だけでなく、区民もまた、住まいづくり・まちづくりにおいて非常に重要な役割を担っています。住宅は、生活の基盤で個人の財産であると同時に、地域の環境を形成する要素でもあります。そのため、区民は、防災や省エネルギーなどの多様な観点から住宅の選び方や建て方など住まいについての関心や知識を持ち、意識を高めることが求められます。また、住宅や住環境を適切に維持管理し、地域の良好な環境形成に貢献することも必要とされます。

さらに、防災や防犯、高齢者福祉、子育て支援などの地域コミュニティでの助け合いや支え合いの取組に積極的に参加することも望まれます。

(3) 専門家・事業者・NPO等の役割

住宅や住環境づくりに関わる専門家や事業者、NPO等は、地域社会の一員として目黒区の居住水準や住環境を向上させるため、区の条例や要綱等のルールを尊重するとともに、区が実施する住宅施策に積極的に協力することが求められます。

住宅、住環境づくりの重要な担い手として、区民の意向や要望に配慮して事業を行うことも求められます。

2 施策を推進するための連携

(1) 住宅関連の専門家、事業者と区の連携

住宅や住環境づくりに関する専門知識や技術支援を得て住宅施策を展開させるため、マンション管理士や建築士、医療・福祉関係等の専門家や、不動産・建築・建設・リフォーム等の住宅関連の事業者・団体との連携を進めていきます。

また、これらの専門家や事業者等が、それぞれの専門性を活かしながら各団体間で連携、協働できるように支援していきます。

(2) NPO等と区の連携

住宅・住環境、まちづくり、福祉等に関する社会的活動を行っているNPO等を把握し、連携や活動への支援を行うことによって、より良い住環境づくりを進めていきます。

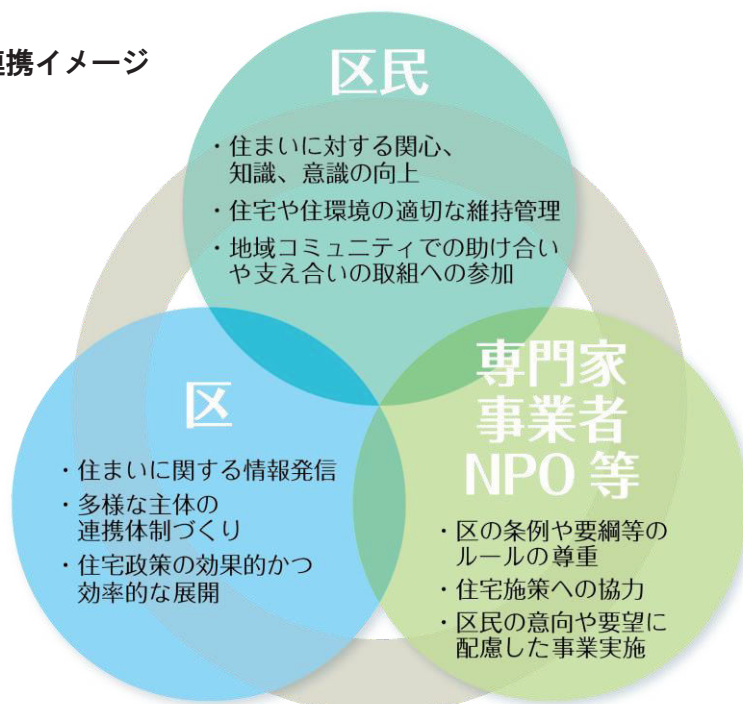
(3) 庁内の連携

住宅施策を総合的に推進するため、福祉・都市整備・環境等の施策との調整や担当部署間の連携をより一層強化していきます。

(4) 国・都・その他関係機関への働きかけ

目黒区だけでは解決できない課題に取り組むため、国や東京都等の関係機関に対し、法律や制度の見直し・強化を要望する等、必要な働きかけを行います。

■それぞれの役割と連携イメージ



3 計画の指標

指標は、指標に関するデータの把握しやすさなどを考慮し、基本目標ごとの進捗を計る目安として示したものです。

1 安全・安心で快適な住生活の実現

指 標	現 状 (28年度実績)	目 標	備 考
住宅の耐震化率	82.4%	95%	
旧耐震基準で建築された住宅の割合	22.8%	↓	住宅・土地統計調査 *現状値は平成25年調査
不燃化特区の不燃領域率 ・目黒本町五丁目地区 ・原町一丁目・洗足一丁目地区	60.8% 57.9%	70%以上 70%以上	*木密地域不燃化10年プロジェクト「不燃化特区制度」の事業期間は平成32年度まで
屋上・壁面緑化等面積	5,380 m ²	7,805 m ² 以上	助成面積累計 (平成14年度～)
高齢者や障害者等が住みやすい住環境だと思う人の割合	28.4%	↗	区政に対する意識調査 (平成29年)

2 住宅セーフティネットの確保

指 標	現 状 (28年度実績)	目 標	備 考
区営住宅の提供数	590戸	↗	*区有施設の見直しの取組を踏まえつつ、大規模改修・建替えの機などを捉えて対応
高齢者福祉住宅の提供数	237戸	↗	*区有施設の見直しの取組を踏まえつつ、大規模改修・建替えの機などを捉えて対応
ファミリー世帯家賃助成の助成件数	197件	↗	
住宅確保要配慮者の住まいの確保に向けた取組件数	58件	↗	
家賃等債務保証料助成件数	8件	↗	

3 住まい手の主体的な取組と支援

指 標	現 状 (28年度実績)	目 標	備 考
住宅増改修相談件数	244件	↗	

4 計画の進行管理

住宅マスタープランに掲げた施策の進捗状況を定期的に把握し、進行の度合いによってはその原因を調査した上で、推進方法の見直しを検討する等の進行管理を行います。

各施策については、施策の目的に照らして効果を上げているかを評価し、必要に応じて施策の見直しを検討します。

■進行管理のPDCAイメージ

